

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

# 社会福法人白藤福社会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

# 社会福祉法人白藤福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日

## (趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人白藤福祉会定款（以下「定款」という。）第 8 条第 2 項及び第 21 条並びに社会福祉法人白藤福祉会評議員選任・解任委員会運営規則（平成 29 年 4 月 1 日）第 6 条第 2 項の規定に基づき、白藤福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

## (役員等の報酬の対象業務)

**第 2 条** 役員等の報酬は、次の各業務に対する対価として支給する。

- (1) 理事長においては、非常勤役員として法令及び定款に規定された職務を行うほか、この法人の日常の軽易な業務を専決し、園長を指揮監督すること。
- (2) 理事においては、法令及び定款に規定された職務を行うため理事会に出席すること。
- (3) 監事においては、監査業務を行うほか、理事会及び評議員会に出席すること。
- (4) 評議員においては、評議員会に出席すること。
- (5) 評議員選任・解任委員会委員においては、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）及び理事会に出席すること。

## (役員等報酬の額)

**第 3 条** 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 理事会、評議員会及び委員会出席につき 1 回 3,000 円
  - (2) 監事 理事会、評議員会及び監査業務出席につき 1 回 3,000 円
  - (3) 評議員 評議員会出席につき 1 回 3,000 円
  - (4) 評議員選任・解任委員会委員 委員会及び理事会出席につき 1 回 3,000 円
- 2 園長及び事務長を兼ねる理事には、報酬を支給しない。

## (費用弁償)

**第 4 条** 役員等がこの法人の業務のため旅行するときは、その業務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、この法人の職員の例によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。